

時間外の外来受診時の 「選定療養費」について

当院は救命救急センターとして福岡県から指定を受け、粕屋北部・宗像地区の救急医療の提供に努めているところです。

そのため、当センターは入院を必要とするような重篤な患者さんに向けて24時間体制で救急体制を維持しております。

この体制を維持する為に、「保険医療機関及び保険医療養担当規則 保険医療機関が表示する診療時間以外における診療」によって、緊急性の低い軽傷の方から選定療養費を徴収することが認められております。この制度に基づき下記のとおり時間外においても選定療養費を徴収させていただくこととなりました。

選定療養費

金額

7,700 円

負担なし

- ①紹介状をお持ちの患者様
- ②受診後、そのまま入院した場合
- ③当院で治療中の疾患が急変した場合
- ④当院の医師から受診を指示された場合
- ⑤生活保護・公費医療の患者様（乳幼児医療、ひとり親家庭医療は対象外）
- ⑥労働災害、公務災害、交通事故の場合
- ⑦救急隊による搬送